

# 65歳以上の人へ 介護保険認定に基づく障害者控除(税申告)があります

65歳以上の介護保険の認定を受けている人で、障害者手帳を取得していない場合でも「障害者控除対象者認定書」により障害者控除の適用を受けることができます。

## ●障害者控除の適用を受けることができる人

課税されている対象者本人、または対象者を扶養している人で課税されている人です。  
(非課税の人は受けられません)

## ●認定書の交付を受けることができる人

本市に住所をおく65歳以上の人で、下表のいずれかに該当する人です。  
※すでに障害者手帳(1～6級)をお持ちの人は交付を受ける必要はありません。

	障害区分	判定基準(高齢者支援課で確認できます)	
障害者控除対象者	身体障害者(3～6級に準ずる)	介護保険認定調査の障害高齢者の日常生活自立度	B1またはB2
	知的障害者(中度に準ずる)	介護保険認定調査の認知症高齢者の日常生活自立度	ⅢaまたはⅢb
特別障害者控除対象者	身体障害者(1,2級に準ずる)	介護保険認定調査の障害高齢者の日常生活自立度	C1またはC2
	知的障害者(重度に準ずる)	介護保険認定調査の認知症高齢者の日常生活自立度	ⅣまたはⅤ

(平成24年12月31日基準日)

## ●手続き

1. 「障害者控除対象者認定書交付申請書」を高齢者支援課に提出してください。  
申請書は西合志庁舎高齢者支援課、合志庁舎総合窓口、須屋支所、泉ヶ丘支所にあります。市ホームページにも掲載しています。
2. 対象者には後日、「障害者控除対象者認定書」を交付します。  
(即日交付ではないため、早めに申請してください。)
3. 「障害者控除対象者認定書」を税金の申告時、申告書に添付します。  
確定申告をすることにより、控除を受けることができます。
4. 平成24年分確定申告について発行します。



問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎ 242-1109

相談受付時間  
平日 午前10時～午後4時

お問い合わせ先 消費生活センター  
(合志庁舎2階 総務課)  
☎ (248) 5442

### アドバイス

契約書面を受け取った日から、8日以内ならクーリング・オフができます。書面で通知するだけでなく、器具や布団は使っていないものもそのまま返せます。安易に口車に乗って、すぐに高い商品を契約したりせず、本当に必要なのか冷静になって考えてみましょう。まずは家族や、消費生活センターへご連絡ください。

### 相談事例

SF商法(ハイハイ商法)に注意しましょう

こんにちは  
消費生活センターです

最近、空き店舗にできたところのチラシが入っていて、ただ同然で日用品などがもらえるというので行ってみました。何人が集まっています、健康食品や健康器具の説明があり、良さそうなので勧められてつい買ってしまった。家に帰って家族に話すと解約するように言われた。  
(70歳代女性)

# 償却資産の申告をお忘れなく

平成25年度申告は 1月31日(木)まで

## 償却資産とは?

「償却資産」とは、会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために所有している構築物・機械・器具・備品などをいい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

「償却資産」をお持ちの事業主の人は、毎年1月1日現在の所有状況を、償却資産の所在地の市町村長に申告することになっています。

提出先  
税務課 市税班  
(合志庁舎)  
固定資産税担当

業種	主な償却資産
各業種共通のもの	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、ルームエアコン、応接セット、簡易間仕切り、金庫、各種キャビネット、レジスター、看板、広告塔、ネオンサイン、内装・内部造作等、駐車場・構内の舗装路面など
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、タバコ収穫機、コンベアー、サイロ、ハーベスター、ミルクカー、コーンプランター、消毒装置、牛舎マット、乗用装置のない農耕用機械など
不動産(賃貸)業	アスファルト舗装、外構工事、駐輪場、フェンス、外灯、白線工事、車止め、門、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、集合郵便受け、ゴミ置場など
製造業	工場敷地内のアスファルト舗装、外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの大型特殊自動車(小型特殊自動車等の軽自動車税の対象は除く)、旋盤、プレス機、溶接機、切削工具、その他の建設工業設備、足場材など
卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、スポットライト工事、自動販売機など
飲食業	家具、厨房設備・用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容器具、椅子、サインポール、洗面設備、消毒殺菌機など
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、歯科診療ユニット、手術機器、ファイバースコープなど)、ベッド、給食用厨房器具など

## 以下の資産は申告の対象となりません

- ①耐用年数が1年未満の資産
- ②取得価額が10万円未満の資産で、法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの
- ③取得価額が20万円未満の資産で、法人税法などの規定により3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
- ④無形減価償却資産(鉱業権、営業権、ソフトウェアなど)
- ⑤自動車税および軽自動車税の課税対象となるもの。「家屋」として固定資産税が課税されているもの。  
※②、③の場合でも、個別の資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行なっているものは申告の対象となります。

## 大型特殊自動車・小型特殊自動車の申告



特殊自動車についても、固定資産税の償却資産または軽自動車として、申告する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

申告書類は12月に送付していますが、新規に事業を始めた場合など、必要な人には送付しますので、ご連絡ください。

問い合わせ先 税務課 市税班(合志庁舎) ☎ 248-1114